

親子関係不存在確認調停の申立てについて

旭川家庭裁判所

1 親子関係不存在確認調停とは

何らかの事情により実の父又は母ではない人の子として戸籍が作られている場合などに親子関係の不存在を確認するためには本手続によることになります。

この調停において、当事者双方の間で、親子関係の不存在の合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がされます。当事者双方が合意に至らない場合又は合意が正当であると認められない場合は、調停が不成立となります。

【母が「無戸籍」状態の子について(元)夫を父としない戸籍の記載を求める場合】

【子が法的な手続ができるようになった段階で母の(元)夫を父としない戸籍の記載を求める場合】

婚姻中に生まれた子は夫の子と推定されます。離婚後300日以内に生まれた子は、原則として、元夫の子と推定されますが、例外的に、その出生の時までに母が再婚した場合は、再婚後の夫の子と推定され、出生届を提出すると、再婚後の夫の子とする戸籍が作られます(※)。母が再婚していない場合は、仮に他の男性との間に生まれた子であっても、出生届を提出すると、元夫の子とする戸籍が作られます。この場合、元夫と子との親子関係を否定するには、原則として、嫡出否認の手続によることになります。

※ 令和6年4月1日以降の出生に限ります。同日より前の出生の場合は、その出生の時までに母が再婚した場合であっても、離婚後300日以内に出生した子は元夫の子と推定されます。

しかし、婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子であっても、(元)夫が長期の海外出張、受刑、別居等で子の母と性的交渉がなかった場合など、母が(元)夫の子を妊娠する可能性がないことが客観的に明白であり、(元)夫の子であるとの推定を受けないものと判断される場合には、(元)夫を相手として親子関係不存在確認調停の申立てをすることができます(このような場合、子の実の父を相手として認知調停を申し立てる方法もあり、どちらかの手続を先にしなければならないということはありません)。

※婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消又は取消し後である場合には、前の夫を父としない出生の届出をすることができますとされています。詳細については、最寄りの戸籍役場(市区町村の戸籍担当窓口)にお問い合わせください。

2 申立人

- 子
- 父
- 母
- 親子関係について直接身分上利害関係を有する第三者

3 申立先

- 相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに必要な費用

- 収入印紙 1200円分
- 郵便切手 500円×4枚、100円×3枚、84円×7枚、10円×8枚
(合計2,968円分)

5 申立てに必要な書類

- 申立書(原本1部と写し1部の合計2部提出してください。)
申立書は、写しを相手方に送付しますので、写しを1部添付してください。**相手方に住所を知られたくない場合は、同居時の住所や住民票上の住所など、既に知られている住所を記載してください(ただし、裁判官の判断により、現在の住所の申告を求めることがあります。)**
- 送達場所の届出書
裁判所から書類を送付する場所を記載してください。これも写しを相手方に送付することはありませんが、相手方の請求により見せることがあります。
- 進行連絡メモ
進行についての参考事項を記載するものです。裁判所限りの書面ですので、相手方に見られることはありません。
- 子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合は出生証明書及び母の戸籍謄本(全部事項証明書))、不存在確認を求める戸籍上の父の戸籍謄本(全部事項証明書)
3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 血液型を証する資料(血液型で親子関係がないことを証明できる場合)
血液型が不明の方がいる場合や、親子関係がないことを証明できない場合(親子の血液型の組み合わせとしてあり得る場合)は提出不要です。
- 申立て前のチェックシート
4及び5の手続を行ったことの確認のために提出してください。

6 調停における情報の管理について

調停において相手方に知られたくない情報がある場合、その管理は申立人の責任で行っていただくこととなります。ついては、相手方に知られたくない情報は自ら作成する書面に記載せず、また提出する資料等に記載されている場合には、当該部分をマスキング(マスキングの方法は5を参照)して提出することを検討してください。

また、相手方に知られることで、社会生活を営むのに著しい支障(生命・身体への危険など)が生じるおそれがある場合には、非開示希望申出または当事者間秘匿制度の利用を検討してください。詳細については、裁判所にお問い合わせください。

7 調停で必要となる資料の提出方法について

調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。書類等を提出するときは、**裁判所用のコピー1通**を提出してください。ただし、上記の資料や裁判所から特に2部提出するよう指示された資料、相手方に交付したい書類を提出するときは、**裁判所用及び相手方用としてコピー2通**を提出してください。なお、調停期日には必ず原本を持参して下さい。

提出する資料に、相手方にどうしても知られたくない情報で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分(例えば、住所や勤務先の情報、扶養親族の名前等)がある場合には、知られたくない部分をマスキング(黒塗りする)して提出することができます。マスキングの方法は、資料のコピーにマジックなどで黒塗りして提出してください。**資料の原本には、絶対に手を加えないで下さい。**

